

○財務省告示第五十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
 平成三十一年一月十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年二月十三日
 財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百五十二回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱
五	発行額	額面金額で十億五百三十五万円
六	払込金額	十億千八百八十八万四千七百七十
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行日	平成三十一年一月十日
十	発行価格	額面金額百円につき百円六十五
十一	利率	年〇・一パーセント

十二	の経過	十三	十四	十五	十六	十七	十八
の経過	払込み	初期	第二期	償還	償還	元金	払込
子	子	子	子	限	額	支	日

各募集取扱機関は、払込金額に
 加え、次の算式により算出した
 金額を第十八号に規定する期日
 に払い込むものとする。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.1}{100} \times \frac{112}{365}$$

平成三十一年三月二十日を払
 期とし、次の算式により算出し
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十五号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額}}{100} \times \frac{0.1}{2} \times 1$$

毎年三月二十日及び九月二十日
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六月間に属する

利子を支払う。

平成四十一年九月二十日

額面金額百円につき百円

平成三十一年一月十日

日本銀行